

令和 7 年 第 2 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 7 年 2 月 2 5 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2 時 2 0 分 会長
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	欠席	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	出席	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
1 0	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
1 1	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：1 0 名 欠席：1 名 計：1 1 名
農地利用最適化推進委員 出席：1 1 名 欠席：0 名 計：1 1 名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 細村 知樹 上田 禎礎
9. 会 議 進 行 状 況

会 長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 1 0 人、農地利用最適化推進委員 1 1 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 2 回会議を開きます。

会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 1 0 番委員並びに 1 1 番委員を指名いたします。

会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議 長 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 については事務局より説明をお願いいたします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○ 字○○○△△△番△ 地目 畑 面積 7 0 9 m² 権利内容 所有権 理由 新 規取得 自作地 0 m²、借受地 0 m²、貸付地 0 m² 取得状況 平成 2 8 年 4 月 2 9 日 売買 不耕作 無 家族数 2 従農数 1 経態 専業 所有機械 ト ラクター 1 台 位置 農用地区域外 自宅と申請地は接続 4 ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状 況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、露地野菜が営農されている状況です。受人は現在 6 6 歳の方で、仕事は定年退職し現在は無職です。新規で取得とのことですが、数年 前から申請地を受人が耕作しているとのことです。 労働力は 1 人で農業従事しているとのこと。申請地取得後は引き続き露 地野菜の栽培を行いたいとのこと。です。 申請理由ですが、耕作は受人の弟に任せているため、農地を譲り渡したいとの ことです。以上番号 1 の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	農地法第 3 条の規定による番号 1 を審議いたします。1 番委員より補足説明 がありましたらお願いいたします。
1 番委員	きれいに耕作されている農地でございます。問題はないと思います。ご審議の 程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久 1 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久 1 番	農地はきれいに耕作されており、受人の自宅裏ということですので問題はない と思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久 3 番。

推進委員 松久 3 番	申請地を現地確認した際に、看板が立っていませんでした。看板が立っていないと場所が特定できないので、看板設置を徹底していただきたい。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請受付の際に、申請人、代理人に看板の設置をお願いしております。今回看板が立てられていなかったとのことですので、次回以降、受付の際には、必ず立てていただくよう伝えさせていただきます。
議 長	事務局は申請人に、看板設置を徹底するよう伝えてください。 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	5 ページ番号2をご覧ください。受人 ○○市○○○△△△番地 ○○ 渡人 ○○町大字○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 面積1, 0 5 9 m² 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 面積4 0 2 m² 計2筆 1, 4 6 1 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地1, 4 7 8 m²、借受地0 m²、貸付地0 m² 取得状況 平成4年6月30日 相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 1 経態 兼業 所有機械 耕耘機2台 位置 農用地区域 自宅から8. 5 km。 6 ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状

	況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。 受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。受人は現在56歳の方で、白石地区で自家消費用のネギ、ブロッコリー、季節野菜を栽培しているとのこと。労働力は1人で農業従事しているとのこと。申請地取得後は季節野菜を栽培していきたいとのこと。 申請理由ですが渡人は高齢になってきたため農地を受人に譲り渡したいとのこと。以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、農業委員4番から補足説明がありましたらお願いいたします。
4番委員	申請人から連絡あり、現地確認してきました。受人は申請地の近くでも耕作しており自家消費用の野菜を栽培していきたいとのこと。渡人と受人は親戚関係にあるとのこと。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢1番	申請人から連絡あり現地確認してきました。受人の話によると現在所有の農地で連作障害が出ているようで、申請地を取得後は交互に耕作していきたいとのこと。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。

	農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第3条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	8ページをご覧ください。番号1 受人 ○○市○○○△丁目△△番△号○○○○△△△号 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 計1筆 493 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 86.95 m² 平屋建て、21.53 m² ウッドデッキ 取得状況 平成20年12月5日 相続 仮登記あり・抵当権なし ※仮登記権者の承諾書が提出されています 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 9ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。申請人は、現在○○市内で暮らしていますが、借家住まいのため、自己用の住宅建設を検討したそうです。IT関連の仕事を個人で営んでおり、取引先が○○郡市の近隣に複数あるため、定期的に通ってきているそうです。また、交際相手が○○町出身であることから、○○郡市内の土地を探していたところ、今回の土地が見つかり、申請に至ったということです。道路接続については、申請地北西に幅6mの町道があり、そこから水道の取り出しと、農業集落排水での排水となります。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。4番委員から補足説明があればお願いいたします。
4番委員	事務局の説明と同じでございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 大沢 1 番	現地は特に問題なく、町の人口が増えることはいいことだと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。
事務局	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員東兎玉 1 番。
推進委員 東兎玉 1 番	仮登記がついているとのことですが、どういった内容になりますか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	仮登記の内容については所有権移転請求権の仮登記がされています。
推進委員 東兎玉 1 番	その仮登記権者は受人ですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	仮登記権者は受人ではありません。
推進委員 東兎玉 1 番	仮登記権者から承諾はもらっているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	仮登記権者から申請についての同意書と印鑑証明書をいただいております。
推進委員 東兎玉 1 番	同意書が出ていますが、仮登記権を行使された場合が懸念されるため、仮登記等は、抹消してから申請した方がいいと思うのですが。

議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	許可権者である県は、仮登記権の抹消までは求めてなく、同意書がでて計画に問題がなければ許可が出るということです。
議 長	仮登記権がついている農地の判断や県の見解を、次回までに調べておいてください。 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第3号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会ついて審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	11ページをご覧ください。町より地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会の依頼がありました。

本議案につきましては法律の農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定で、農業委員会に意見を聞くこととされており、審議をお願いするものです。

町ではこの計画の策定のため、地区ごとに担い手を中心に関係者を募り、話し合いを行い、実際に地区ごとの地域計画案が提出されました。

それでは、提出された地区ごとの計画案を説明させていただきますので議案書12ページをご覧ください。

こちらは、白石（白石・湯本）地区の地域計画の案になります。内容を説明します。1地域における農業の将来の在り方を記載しています。

（1）地域計画の区域の状況です。ここには、区域内の農用地等の面積14ヘクタールその内①農業振興地域内（青地）の農地面積14ヘクタール その内②田の面積10ヘクタール③畑の面積4ヘクタール 区域内の規模縮小などの意向がある農地の合計5ヘクタール 区域内において今後担い手が引き受ける意向のある農地の面積0ヘクタールとなっております。

（2）地域農業の現状及び課題が記載されています。ご参照ください。

（3）地域における農業の将来の在り方が記載されています。農業者が国から様々な補助金等をもらう上で、ここに記載があることが今後要件になることなので、補助金の取りこぼしがないように、美里町で行っている農業、作物に関するものを記載しています。中には地区の中で行っていない作物の記載があるかもしれませんが、そういった意味で記載しています。ご参照ください。

右のページをご覧ください。2農業の将来の在り方に向けた、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ということで、

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針が記載されています。地主による耕作が難しくなった農地については農地中間管理事業への貸付を進め、担い手農業者への農地の集積・集約を推進していく。

（2）担い手に対する農用地の集積に関する目標ですが、現在の集積率36パーセント こちらは地区内の担い手に集積してある面積です。将来目標とする集積率40%

（3）農用地の集団化に関する目標ですが、町内に集約化された農地団地があるのは広木・駒衣地区の1か所のみ 今後も担い手農業者の定期的な協議を開催し、農地の集積・集約化を推進していくという目標です。

3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置ということで農地の貸し借りの基本的なことをおさえるように記載しています。要約して読み上げますと、地主による耕作が難しくなった農地については、農地中間管理事業への貸付けを進め、担い手農業者（認定農業者、認定新規就農者、大規模農家）への農地の集積・集約化を推進していく。

エリア内の既存農家で農地集積、集約を推進していても、エリア内の耕作が難しくなると予見される場合は、地域内外から多様な経営体を募り、そのエリアに担い手として定着するために、町、県、農林公社、JA等が連携し、必要な支援を行っていくということが書かれています。

	次のページをご覧ください。4 地域内の農業を担う者です。ここには地区の認定農業者や5,000㎡以上耕作している方の名前を記載しており、人ごとの現状面積と10年後の目標面積を記載しています。5 農業支援サービスの事業者一覧をご覧ください。 ・町の農作業受委託表に記載のある農業者名 ・JAひびきのファームを候補として記載しています。 最後に 6 目標地図です。この目標地図の作成方針としましては地主が今後も耕作する農地は地主名を記載、担い手が借りている農地については担い手農業者を記載、所有者が不明の農地については無色、10年後までに担い手に集積・集約予定農地については赤枠で記載しています。 次のページをご覧ください。こちらは実際の白石（白石・湯本）地区の目標地図になります。右側に担い手名が記載してあり、色分けされています。 このように地区ごとに同じように計画が提出されております。時間の関係上他の地区の説明は省略させていただきます。ご了承ください。 15ページから16ページが円良田地区の計画案となっております。説明は以上になります。ご審議お願いいたします。
議 長	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員松久3番。
推進委員 松久3番	10年後の地域農業の目標の計画とのことですが、今後少子化、高齢化に伴い担い手が少なくなっていく現状ですので、その課題を解決するべく農地の集団化、農業の法人化、企業参入を進めていく上でこういった地域の話し合いは大変重要になってくるのではないかと思いますという私見でございます。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。10番委員。
10番委員	松久3番の意見と同じです。美里町では水田は10年後もなんとか維持していけると思いますが、問題は畑の遊休化です。現状でも遊休化している農地が年々増えているため、畑農家の確保、野菜振興を進めていかなければと感じるところです。また、農地の集団化を進めていき大区画化していかないと今後の農地維持は厳しいのではないかと思います。

議 長	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意見照会について意見なしと決定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。
会長代理	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、第2回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和⁷~~6~~年2月25日

議 長 松本清貴

署名委員 長滝 岳

署名委員 深田 和也